

令和 7 年 1 月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

令和7年1月 松本市農業委員会 定例総会（拡大委員総会） 議事録

1 日 時 令和7年1月31日（金）午後2時50分から午後5時20分

2 場 所 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 24人	1 番	百瀬 泰紀	2 番	小林 節夫
	3 番	柳澤 一向	4 番	武井 茂善
	5 番	中川 敦	7 番	松田 和久
	8 番	河西 穂高	9 番	丸山 茂実
	10 番	矢嶋 壽司	11 番	御子柴清市
	12 番	塩原 秀俊	13 番	田中 悦郎
	14 番	細江 弘光	15 番	塩原 俊昭
	16 番	松尾 英志	17 番	濱 博
	18 番	齋藤 勝幸	19 番	奥原 邦義
	20 番	倉科 孝明	22 番	古畑 英俊
	23 番	二村 喜子	24 番	上條信太郎
	25 番	山田 久子	26 番	村山さえ子

(2) 推進委員 14人	推1 番	原 弥生	推2 番	小笠原鉄夫
	推3 番	梶原 知子	推4 番	古家 豊和
	推5 番	百瀬 文仁	推7 番	上杉 壽和
	推8 番	石川 克彦	推9 番	横山 竜大
	推10 番	手塚 稔幸	推11 番	中野 浩史
	推12 番	横山 泰治	推13 番	清水 麻未
推16 番	丸山 貴久	推18 番	百瀬 一郎	

4 欠席委員

(1) 農業委員 2人	6 番	久保 節夫	21 番	塩原 至
(2) 推進委員 4人	推6 番	赤羽 武史	推14 番	原口 知明
	推15 番	平林 章司	推17 番	太田 稔

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第270号～第273号）
- イ 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件……………（議案第274号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第275号～第285号）
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第286号～第287号）
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第288号～第296号）
- カ 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件……………（議案第297号）
- キ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件……………（議案第298号）

(2) 報告事項

- ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- イ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- ウ 農地法第4条の規定による届出の件
- エ 農地法第5条の規定による届出の件
- オ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 議 案

令和6年度農地賃貸借料に関する情報提供について……………（議案第299号）

(2) 協議事項

- ア 地域計画策定に係る意見聴取について
- イ 令和6年度利用意向調査結果について

(3) 報告事項

主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8 出席職員	農業委員会事務局	局 長	小岩井 淳
	//	局長補佐	小笠原晃子
	//	係 長	草田 崇博
	//	主 任	藤井 勇太
	//	主 事	田中 瑞恵
	//	事 務 員	丸山 裕子
	農 政 課	課長補佐	川村 昌寛
	//	主 任	望月 敬弥
	//	主 事	城生 涼風
	//	主 事	倉科 愛加

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 14番 細江 弘光 委員

15番 塩原 俊昭 委員

〔書記〕小笠原局長補佐、草田係長

13 会議の概要

議 長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいり

ます。

別冊の総会資料をお手元にご準備ください。

初めに、議案第270号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、倉科委員不在のため、議案第273号についても併せて上程いたします。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、事務局から説明をお願いいたします。

丸山事務員。

丸山事務員

農業委員会事務局の丸山です。

今月の新規就農者の説明をさせていただきますが、一部訂正がございます。別冊資料の表紙の裏面をご覧ください。

1番の〇〇様ですが、右から3番目の就農目的、経営規模志向のところに「自家消費中心の営農」と記載ありますが、正しくは「出荷等を行う営農、現状維持を希望」でございます。また、農業経験、技術習得のところは空欄となっておりますが、正しくは「農家組合により知識・技術の習得」でございます。誠に申し訳ございませんでした。

今月は個人の方9名いらっしゃいます。

1番、〇〇様、住所地、農地所在地ともに新村地区、1筆、29.08アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う営農で、栽培予定は水稻と伺っております。出荷先はJA、販売量は約1,500キロ、販売額は約20万円を見込んでいらっしゃいます。農業従事者はご本人お一人、農業経験としては、新村地区で1年ほど水稻の栽培をされていたそうです。農家組合より知識を習得される予定で、借り入れた農地は約0.5キロ、自動車ですら5分ほどかかります。今後は現状維持を希望されています。議案は2ページ、16番に該当いたします。署名は新村地区、細江農業委員及び手塚推進委員にいただいております。

2番、〇〇様、住所地は塩尻市、農地所在地は笹賀地区、1筆、27.33アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う営農で、栽培予定は桃と伺っております。出荷先はJA、また個人で販売することを考えていらっしゃるそうです。販売量は約5トン、販売額は約100万円を見込んでいらっしゃいます。農業従事者はご本人とご家族の2名、農業経験としては、塩尻市で7年ほどブドウと梨の栽培をされているそうです。近隣農家及びJAから技術と知識を習得される予定で、借り入れた農地へは約1.7キロ、自動車ですら4分ほどかかります。今後は経営規模の拡大を希望されています。議案2ページ、20番に該当いたします。署名は笹賀地区、矢嶋農業委員及び上杉推進委員にいただいております。

3番、〇〇様、住所地、農地所在地ともに笹賀地区、1筆、2.11アールを借入れ予定です。就農目的は自家消費を中心とする営農、栽培予定はブドウとネギ、農業従事者はご本人お一人と伺っております。議案は2ページ、21番に該当いたします。署名は笹賀地区、矢嶋農業委員にいただいております。

4 番、〇〇様、住所地、農地所在地ともに笹賀地区、1 筆、3. 285 アールを借入れ予定です。就農目的は自家消費を中心とする営農、栽培予定は野菜、農業従事者はご本人お一人と伺っております。議案は2 ページ、22 番に該当いたします。署名は笹賀地区、矢嶋農業委員及び上杉推進委員にいただいております。

5 番、〇〇様、住所地、農地所在地ともに笹賀地区、1 筆、3. 285 アールを借入れ予定です。就農目的は自家消費を中心とする営農、栽培予定は野菜、農業従事者はご本人お一人と伺っております。議案は2 ページ、23 番に該当いたします。署名は笹賀地区、矢嶋農業委員及び上杉推進委員にいただいております。

6 番、〇〇様、住所地は旧市地区、農地所在地は入山辺地区、2 筆、7. 73 アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う営農で、栽培予定はブドウと伺っております。出荷先はJ A、また個人で販売することを考えていらっしゃるそうです。販売量は約5 トン、販売額は約450 万円を見込んでいらっしゃいます。農業従事者はご本人とご家族のお二人、農業経験としては、入山辺地区でブドウの栽培をされていたそうです。J Aから技術と知識を習得される予定で、借り入れた農地へは約7 キロ、自動車で20 分ほどかかります。今後は現状維持を希望されています。議案2 ページ、32 番に該当いたします。署名は旧市地区、百瀬農業委員及び入山辺地区、武井農業委員にいただいております。

7 番、〇〇様、住所地は寿地区、農地所在地は波田地区、1 筆、31. 35 アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う営農で、栽培予定は長ネギと伺っております。出荷先はJ A、販売量は約20 トン、販売額は約500 万円を見込んでいらっしゃいます。農業従事者はご本人お一人、農業経験としては、波田地区で7 か月ほどネギの栽培をされていたそうです。借り入れた農地へは約12 キロ、自動車で30 分ほどかかります。今後は経営規模拡大を希望されています。議案3 ページ、53 番に該当いたします。署名は寿地区、河西農業委員及び波田地区、塩原農業委員にいただいております。

8 番、〇〇様、住所地は波田地区、農地所在地は新村地区、1 筆、29. 26 アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う営農で、栽培予定はキュウリと伺っております。出荷先はJ A、販売量は約40 トン、販売額は約500 万円を見込んでいらっしゃいます。農業従事者はご本人のご家族のお二人、農業経験としては、新村地区で2 年ほどキュウリの栽培をされていたそうです。借り入れた農地へは約7 キロ、自動車で15 分ほどかかります。今後は経営規模の拡大を希望されています。議案9 ページ、6 番に該当いたします。署名は新村地区、細江農業委員、手塚推進委員及び波田地区、塩原農業委員にいただいております。

9 番、〇〇様、住所地、農地所在地ともに入山辺地区、4 筆、17. 29 アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う営農で、栽培予定はブドウと伺っています。出荷先はJ A、販売量は約6 トン、販売額は約600 万円を見込んでいらっしゃいます。農業従事者はご本人お一

人、借り入れた農地へは約0.7キロ、自動車で5分ほどかかります。今後は経営規模の拡大を希望されています。議案11ページ、25番に該当いたします。署名は入山辺地区、武井農業委員及び小笠原推進委員にいただいております。

今月の新規就農者は以上です。お願いいたします。

議 長

ご苦労さまでした。

ただいま新規就農者の説明に対しまして、地元の委員の方から補足説明をお願いいたします。

1番と8番は細江委員、2番から5番まで矢嶋委員、6番と9番、武井委員、7番を河西委員、順次お願いします。

では、細江委員からお願いします。

細江農業委員

〇〇さんですけれども、77歳で高齢ですけれども、〇〇という地区の機械組合のオペレーターをやりながら、田んぼをやるという話です。

それで、8番の〇〇さんですけれども、40歳。キュウリをやって意欲的にやって、規模拡大したいということで、頑張っていたきたいと思います。

以上です。

矢嶋農業委員

続きまして、2番の〇〇さんですけれども、ご住所、塩尻ということでありますけれども、今回借りる土地の所有者、〇〇さんという方ですけれども、この方と一緒に塩尻地区で果樹の関係の仕事をしていたということで、経験がありますので、全く問題ないということであります。

それから、3番の〇〇さんですけれども、今回借りる土地、車で5分ぐらいだと思いますけれども、借りる面積が2.11アールということで、一部ブドウをその土地の所有者が栽培したんですけれども、そこを教わりながら一緒に栽培して、その空いたところにもネギを作りたいということでありまして、ご自分でも自宅の前のところでも野菜を栽培しておりましたので、全く問題ないというふうに思います。

それから、4番、5番ですけれども、〇〇さんと〇〇さん、これは1筆の土地を2人で今まで借りておりました。今回正式に契約をするということで、新規就農という取扱いになったんですけれども、借りている土地、しっかり栽培されているので、全く問題ないということで、よろしく願いいたします。

以上です。

武井農業委員

6番です。まず、入山辺、ブドウ産地ですけれども、やはり高齢化しておりまして、引継手を探したところ、この〇〇さんが積極的にブドウ園を借り入れてブドウを作りたいということで、ここに経営規模は現状維持とありますけれども、伺ったところによりますと、将来的には1ヘクタールくらいは引き受けていきたいというようなことで、非常に期待しておりますの

で、問題ないと思います。

河西農業委員

7番、〇〇さん、住所地が寿で、圃場が波田ということなので、塩原至委員と過日、波田の圃場で現地でお話をお聞きしました。長ネギですが、既に植わっているところもあって、栽培してしまして、それで機械類どうするのかっていうことをお聞きしたところ、近くに親戚がいて、そこに機械を置いてあると。そこから機械を運転して、圃場で耕したりするというお話でした。非常に熱意のある方ですので、応援したいと思っております。

以上です。

武井農業委員

9番、〇〇さんですけれども、この方、今、東京で大学を卒業して就職したんですけれども、農業に非常に興味があるということで、一昨年、中川代理の主催で都会からブドウ作りをしたい人を集めましたところ、その中の1人でございます。空き家を取得しておりますし、それから近いところにブドウ園をお借りできるということで、将来規模拡大すると非常に熱意のある方でございますので、期待しております。問題ないと思います。

議 長

続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科（農政課）主事 農政課の倉科です。

議案の説明を行う前に、1点ご連絡をさせていただきます。

現在、農政課で行っている農地の貸し借りに関わる業務ですが、来年度、令和7年4月1日以降、農業委員会事務局へ移管となります。担当課、窓口等が変更になりますので、ご承知おきください。お願いいたします。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

着座にて失礼します。

別冊資料の1ページをご覧ください。

5－（1）－ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第270号になります。

合計のみ申し上げますので、12ページをご覧ください。

一般、筆数119筆、貸付け54人、借入れ38、面積22万3,703平米。

経営移譲、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積903平米。

利用権の移転、筆数8筆、貸付け2人、借入れ2人、面積4,466平米。

所有権の移転、筆数4筆、貸付け2人、借入れ2人、面積5,515平米。

第18条2項6号関係、筆数6筆、貸付け1人、借入れ1人、面積5,414平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数104筆、貸付け61人、借入れ1人、面積15万2,260平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数89筆、貸付け1人、借入れ38人、面積13万2,498平米。

合計、筆数３３１筆、貸付け１２２人、借入れ８３人、面積５２万４，７５９平米。

当月の利用権設定全体のうち認定農業者への集積は、筆数１６７筆、面積２７万５，６００平米、認定農業者への集積率は７５．２８％です。

議案第２７０号は以上になります。

続きまして、議案第２７３号です。

１４ページをご覧ください。

合計のみ申し上げます。

筆数５筆、貸付け１人、借入れ１人、面積５，５２７平米。

上記利用権設定（一括方式機構配分関係）のうち認定農業者への集積率は１００％です。

議案第２７３号は以上になります。

議長

ありがとうございました。

今、倉科さんが言った前段の部分ですよね。前段の部分、アとイが終わった後、整理しながら皆さんに申し上げたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

以降、議案の採決においては、農業委員の皆さんを対象に伺いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

議案第２７０号及び議案第２７３号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第２７１号 農用地利用集積計画決定の件について上程いたしますが、本件は委員に関する案件になりますので、細江委員には退室をお願いいたします。

(細江農業委員 退席)

議長

農政課から説明をお願いいたします。
倉科さん。

倉科（農政課）主事 続きまして、議案第２７１号です。

1 ページ戻りまして、13 ページをご覧ください。
合計のみ申し上げます。
筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積638平米。
上記利用権設定（一括方式機構配分関係）のうち認定農業者への集積率は
100%です。
議案第271号は以上になります。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして全ての委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第271号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
細江委員の入室をお願いいたします。

(細江農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第272号 農用地利用集積計画決定の件について上程
いたしますが、丸山委員には退室をお願いいたします。

(丸山農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科（農政課）主事 続きまして、議案第272号です。
合計のみ申し上げます。
筆数9筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1万3,597平米。
上記利用権設定（一括方式機構配分関係）のうち認定農業者への集積率は
100%です。
議案第272号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第272号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
丸山委員の入室をお願いいたします。

(丸山農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第274号 農用地利用集積等促進計画案について意見
聴取する件について上程いたします。
農政課から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科（農政課）主事 続きまして、議案第274号です。
15ページをご覧ください。
合計のみ申し上げます。
筆数9筆、貸付け8人、借入れ6人、面積1万3,961平米。
議案第274号は以上になります。

議 長 ありがとうございました。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見をお伺いします。
何かあったらよろしくお願いします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第274号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、先ほど申し上げました、ご存じだと思いますが、4月からそれ
ぞれ利用権の設定が中間管理機構一本、それプラス3条はあるんですけれ

ども、それに関わるシステムの変更といいますか、その中で、先ほど倉科さんのほうから概略といいますか、方針について説明がありました。

倉科さん、もう一度ゆっくり説明をお願いします。

倉科さん。

倉科（農政課）主事 現在行われている相対契約と呼ばれている個人間での契約だったり、中間管理機構を通した契約というのを農政課で行っていて、皆さんの認識だと、農地の貸し借りと呼ばれているものは農政課で行うものだという認識だと思うんですが、今年の4月1日以降は、その業務全て農業委員会に移管になりますので、窓口などが変更になってきますので、承知しておいていただければと思います。よろしくお願いします。

議 長 もう少し整理した方がいいのかな。

倉科（農政課）主事 相対契約自体はなくなるんですけども、農地の貸し借りというものの手続が農業委員会になると思っていただければいいかと思います。

議 長 物の言い方とその実務をどういうふうにするかっていうところをね、もう少し詰めなきゃいけないところはあるんだろうし、基本的には、先ほど言ったように、この4月以降は、今までの相対と言われるもの、利用権の設定の方法の中でね。これが中間管理機構と3条しかなくなるわけ。

それで、今まではそれぞれJAの立ち位置とか、農政の立ち位置といいますか、営みの中でいろいろな方法があったんだけど、例えばJA松本ハイランド管内の今井で言うと、基本的にはそういう借りたい、貸したいっていう方があれば、JAの農業課の窓口へ相談に行って、そこで我々も当然入るんです。入るっていうか、相談は受けるんですが、その中でマッチングして、これを農政課へ上げて、機構に上げるというような今までの流れが主だったんですが、これが法律の立てつけ上はそうはならないということです。

ただ、実務上は、ただ今までの形をがらっと変えて、どういうふうにするかっていうのは、あまり変えちゃいけないような気もするが、その辺の農政課と農業委員会のそり合わせをもう少しさせてくれない。

いきなり、農業委員会の窓口で全部やるかっていうと、そうでもないと思うけどね。そこを今、城生さんと倉科さんのそれぞれの担当で今、申し上げたが、立てつけはそういうことだと思うよ。でも、その中で、農家の皆さんの負担にならないような、しかし、法律へ乗らなきゃいけないので、そこをどういうふうにやったらいいかっていうところをもう少し実務上のことを検討させてもらう必要があると思う。

また、それぞれ課、また局と課同士で少しそこを話し合った中で、あと2か月の問題なので、猶予はできないけれども、ちょっと検討させてくれないか。

城生さん、お願いします。

城生（農政課）主事 すみません、イメージとしては、今まで農政課の職員が受付業務とかやっていたものを、メンバーは替わるかもしれないんですけども、職員がそのまま農業委員会事務局のほうに移って業務を行うというイメージなので、手続上は今までと変わらないんですけども、事務的なものとして、農政課っていう課でやっていたものを、名前上が農業委員会事務局のほうで一本でやっていくという形になるので、多分手続としては、今まで所有者さんとか耕作者さんが行っていたものに関しては、特に変わらないかなとは思っています。

ただ、書類を発送したりとか、そういう事務が農業委員会事務局っていう名前に変わるっていうところで考えていただければなと思うので、特に大きくは変わらないかなと思います。

議 長 そういう言い方ならね。分かりました。
受け手の局長、そういう理解でいいですか。

小岩井局長 行政改革の一環で、今言ったような事務が農業委員会事務局に移ります。ただ、仕事だけ受けるわけじゃなくて、人も当然移すということで、正規2名、会計年度職員3名が増員になる予定です。

今の農業委員会事務局の事務室も手狭ですが、改修等を行いながら、5人体制を受け入れて、業務を継続していくということで今、調整おりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議 長 そうことです。
塩原さん。

塩原（秀）農業委員 行政の関係が単純に移ったということは分かりますけれども、この利用者と農協との絡みというのは、農政課と農業課長というのは結構密接な関係がありますし、会議も行っていることがあるんですけども、農業委員会と農協の課長、直接土地の貸し借りをする方っていうのは、農業課の課長のところに今、お願いに行ったり、書類を書くのを手伝ってもらったりっていうことをしていると思うんですよ。その部分はもう変えに行けなくなっちゃうんで、何とか今までどおりやってもらうようにして、この農業委員会と、仕事がこっちへ移ったということは、農協の窓口の課長ともコンタクトを取る機会をつくらないと、コミュニケーションうまくいかないんじゃないかと思うんですけども、どう思いますか。

議 長 城生さん。

城生（農政課）主事 ありがとうございます。一応農協さんともお話はしてまして、事務移管についても、農協の本所を通して各支所の課長さんにもお知らせはさせていただいています。

一応お話とかも課長名で今後農業委員会事務局のほうに移るということで説明もさせていただいていますし、農地の貸し借りについて、変わるというお話も各支所のほうにもお知らせをさせていただいているので、一応把握はさせていただいているかなと思います。

さっきもお話したように、多分職員がほぼそのまま、今やっている職員が少なくとも1人以上は移ると思うので、そこも農協さんと今までどおり同じように連携取ってできるかなとは思っています。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

そういうことで、OBの方たくさんいらっしゃいますし、一言あると思いますが、そういう流れだけちょっとおつかみいただいて、また基本的には農家の皆さんに迷惑かけては一番いけないので、そこだけやっぱり念頭に、ここで言うと、組織が変わってもいいんだけど、農家の皆さんがそこで滞るようなのが一番いけないことだと思いますので、また皆さんのご意見を伺いながら、また後ほどの日程の中でもあると思いますが、役員の皆さんにもそこら辺のまた検討してもらおうような場面もつくりたいと思いますし、またそういうことで、また今の関係、利用権の設定に関する今の項目についての4月1日以降の変わる点をご理解をお願いしたいと思います。

よろしいですかね。そういうことで、またシステム上変わってきますので、またご協力をよろしくお願いします。

ありがとうございました。

続きまして、議案第275号から285号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、11件について上程します。

事務局から一括説明を求めます。

藤井主任

議長。

議 長

藤井主任。

藤井主任

農業委員会事務局の藤井です。説明をさせていただきます。

総会資料の1ページをお願いいたします。

農地法第3条の規定による許可申請許可の件、説明をいたします。

議案第275号、276号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。

続きまして、議案第277号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

続きまして、議案第278号は、隣接自己所有農地と一体利用するため、所有権を移転するものです。

続きまして、議案第279号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。

続きまして、議案第280号は、農地保全のため、所有権を移転するもの

です。

続きまして、2ページをお願いいたします。

議案第281号から284号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。

続きまして、議案第285号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

参考資料として、新規就農者の情報を3ページに掲載しております。

以上11件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。

ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 地元委員の意見を求めます。
275号、細江委員。

細江農業委員 275号、新規就農ですけれども、〇〇さんという方は、国籍〇〇の方ですけれども、〇〇さんの宅地を買って、隣地に100平米の畑がついてきたということで、本人も結構一生懸命やりますということで、別に問題はないと判断しました。

議 長 276号、松田委員。

松田農業委員 譲受人の〇〇さんという方は、有名な〇〇を作っている方であります。ご高齢ですけれども、この土地はもう30年も前に実際には売買がされていたようですけれども、下限面積の関係がありまして、当時は取得できませんでした。令和5年4月に下限面積が撤廃されたということで、高齢でもありますので、正式に所有権を移転したいということであります。申請地については、既に花壇等を作って、ずっと〇〇さんが手間暇をかけて栽培しておりますので、問題なかろうかと思えます。
以上です。

議 長 277号、武井委員。

武井農業委員 譲渡人の〇〇さんですが、相続で農地を取得したわけですが、〇〇に住んでおるということで、耕作ができない状況です。そこで、この〇〇さんが以前からその土地を借りてブドウを栽培しておりました。〇〇さんという人は、東日本大震災で被災して、松本に移住して10年になり、住所は〇〇にありますけれども、〇〇に住宅を1軒借りておりまして、シーズンになりますと、そこを拠点に約1ヘクタールのブドウ栽培を行っています。農地保全と、それから経営規模の拡大の観点から、何ら問題ないと思えます。

議 長 278号から283号ですが、久保委員が欠席、また284号の倉科委員、

285号の塩原至委員が欠席とのことで、地元農業委員の意見を事務局から順次、求めます。

藤井主任 議長。

議長 藤井主任。

藤井主任 278号の〇〇さんですが、地元にお住まいの方で、農地も農作業の経験もある方なので、問題ないとの意見を久保委員より伺っております。

279号、新規就農の〇〇さんですが、現地を過去に借りて耕作していた経験があるということですので、問題ないと判断しているとのことです。

280号の〇〇さんですが、自宅の近くの農地を農地保全目的での取得ということですので、問題ないとのことです。

2ページに行きまして、281号、〇〇さんですが、新規就農ではありませんが、市外に農地を所有されており、農作業の経験もある方で、面談した結果、問題ないと判断したそうです。

282号、新規就農の方ですが、面談の結果、問題ないとのことです。

283号、新規就農の〇〇さんですが、この方は移住して〇〇に来てくれるので問題ないとのことです。

続きまして、284号、倉科委員が欠席ということで、こちらも意見をお伺いしております。譲受人の〇〇さんは、付近の宅地及び住宅の購入と併せて隣接する農地1筆、213平米を譲渡人である〇〇さんから売買により所有権移転を受けるものです。場所は〇〇集落内の一角で、〇〇の東へ300メートルほど下った場所になります。松本周辺で農地付きの住宅を探されており、今回の物件にたどり着いたそうです。〇〇さんは〇〇の職員として働いており、近々〇〇の予定と伺っております。今回は自宅に隣接する農地で自家消費用の野菜を栽培したいということですので、面積としては適当であり、特段の問題はないと考えておりますとのことです。

続きまして、285号ですが、譲受人の〇〇さんは苗木農家で、お父さんと一緒に広く苗木の農業経営されており、問題ないと考えているとのことです。

よろしくお願いします。

議長 続きまして、全体を通じまして意見等ありましたら、発言をお願いします。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、11件について、一括して集約します。

農業委員の皆さんに聞きますが、議案第275号から285号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

- 議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定します。
続きまして、議案第２８６号から２８７号 農地法第４条の規定による許可申請承認の件、２件について上程します。
事務局から一括説明を求めます。
- 藤井主任 議長。
- 議 長 藤井主任。
- 藤井主任 議案書の４ページをお願いいたします。
農地法第４条の規定による許可申請承認の件、説明をいたします。
議案第２８６号、転用目的は住宅です。やむを得ないものとして追認申請となっております。
続きまして、議案第２８７号、転用目的は住宅敷地です。こちらもやむを得ないものとして追認申請となっております。
以上、これらの案件につきましては、内容な議案書のとおりとなります。
一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしく願いいたします。
- 議 長 地元委員の意見を求めます。
２８６号、松尾委員。
- 松尾農業委員 現地を確認しますと、一部物置、それと垣根がありました。ここはもう追認していくより方法はないと思っています。もう宅地と同然のような形になっており、やむを得ないと判断しました。
以上です。
- 議 長 続きまして、２８７号、小林委員。
- 小林農業委員 位置図資料１０ページの写真にあるように宅地と一体化していて、本人は農地だと知らなくて、樹木を以前に植えてしまっていました。ほぼ宅地化しているので、やむを得ないものと判断しました。
- 議 長 それでは、現地確認した委員の意見を求めます。
２８６号、２８７号、御子柴委員。
- 御子柴農業委員 ２８６番ですが、今、松尾委員が言われたとおり、本当にもう倉庫の一部になっていまして、やむを得ないというふうに見てきました。
それから、２８７号ですが、小林委員の言ったとおりです。もう擁壁とブ

ロックで、もうフェンスに仕切られていまして、宅地の一部となっていました。やむを得ないものと判断しました。

以上です。

議長 続きまして、全体を通じまして全ての委員の方で質問・意見を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、農地法4条の規定による案件、2件について、一括して集約します。

農業委員の皆様に聞きますが、議案286号から287号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。

続きまして、議案第288号から296号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、9件について上程いたしますが、議案第290号に関連する議案第297号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件、1件についても併せて上程します。

事務局から一括説明を求めます。

藤井主任 議長。

議長 藤井主任。

藤井主任 議案書の5ページをお願いいたします。

農地法第5条の規定による許可申請承認の件、説明をいたします。

議案第288号、転用目的は住宅です。

続きまして、議案第289号、転用目的は資材置場です。

続いて、議案第290号ですが、関連がありますので、議案第297号から説明をいたします。

8ページをご覧ください。

当初の許可申請ですが、申請者は令和6年3月11日に貸駐車場目的で許可を受けました。その後、申請の内容どおり着工を行っていたところ、隣地の所有者のほうから、今後耕作する予定がないので、うちの筆も買い取ってほしいということを打診されました。ご自身の事業の内容を精査したところ、若干の駐車場の手狭さも感じていたため、当初の計画に2筆を追加する形で計画変更を申請するものです。

それでは、5ページの290号へお戻りください。

議案第290号、転用目的、貸駐車場です。290号については、変更内容にある追加する2筆分の5条申請となります。

続きまして、議案第291号、転用目的は駐車場です。

6ページをお願いいたします。

議案第292号、転用目的は駐車場です。

続きまして、議案第293号、転用目的は住宅敷地（通路・駐車場）です。通路部分については、やむを得ないものとして追認申請となっております。

続きまして、議案第294号、転用目的は住宅敷地です。やむを得ないものとして追認申請となっております。

続きまして、議案第295号、転用目的は資材置場・事業用駐車場です。

7ページをお願いいたします。

議案第296号、転用目的はUQモバイル基地局設置新設工事のための仮設用地です。仮設用地としての一時転用になります。

以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりとなります。一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくお願いいたします。

議長 地元委員の意見を求めます。
288号、松尾委員。

松尾農業委員 288号につきましては、親子関係で、住宅を建てたいということであり
ます。周辺には1軒、それからお父さんの宅地、前に水田があるだけで、
周辺の農地に与える影響は別段ないものと判断してきました。
以上です。

議長 続きまして、289号、290号、矢嶋委員。

矢嶋農業委員 まず、289号ですけれども、場所は〇〇の西側、〇〇の東という位置に
なります。申請地は水路が全くないという場所で、石間の土地ということ
でありまして、なかなか耕作も厳しい場所です。そこを〇〇という会社が
資材置場として使いたいということで、周りの農地に与える影響というの
はありませんので、やむを得ないかなというふうに判断しました。

290号ですが、先ほど説明がありましたけれども、ちょうどこの289
号の申請地の〇〇寄りというか、すぐ東隣で、ここにつきましても、ちょ
うど297号の変更申請の土地のすぐ西側ということで、申請どおり、所
有者は先ほどの289号の〇〇の社長ということで、個人がその土地を買
って、自分の会社に貸し付けるという形になりますけれども、地形的に当
初の申請のあった場所が少し狭めだったということで、土地の隣の所有者
がちょうど挟まれてしまう感じになってしまうものですから、売りたいとい
うことのようにありますので、転用事業者が必要としているものがあるた
め申請に至りました。ここにつきましても、周りの農地に与える影響あり
ませんので、やむを得ないものと判断しました。

以上です。

議 長 続いて、２９１号から２９３号を松田委員。

松田農業委員 ２９１号ですけれども、位置図資料１５ページの写真を見ていただきますと、かなり大きな面積に見えますけれども、実際には２１平米ということです。申請地の左側が県道ですけれども、県道拡幅に併せて、この周りはほとんど住宅地になっているのですけれども、ここだけ残されたという格好でありますので、畑を作ることはできないような土地でありますので、転用はやむを得ないものと判断しました。

それから、６ページの２９２号ですが、これは隣接する土地でありまして、２９２号のほうが約１０アールほどの畑であります。ここは去年の秋まで農業法人が〇〇を作っていて、非常にきれいに管理されている圃場で、農地としては非常にいいところですが、ただ、この周りは、２９３号にあります住宅、それから下も、西側も住宅、それから南側は道路と、それから北側が水路、道路ということで、転用してもほかの農地に及ぼすような影響はないだろうということで、こちら転用はやむを得ないものと判断しました。

それから、２９３号であります、位置図資料１７ページにも写っていますが、奥に既存住宅がありまして、そこに入って行く通路が部分追認案件として申請が出ています、実際に使用している通路でありますので、転用はやむを得ないものと判断しました。それから、右側が畑になっておりますけれども、ここも周りに農地がないということで、駐車場として転用はやむを得ないものと判断しました。

以上です。

議 長 ２９４号、小林委員。

小林農業委員 ２９４号ですが、先ほど２８７号の追認案件と所有者が一緒です。追認案件として是正していくためのものであるため、転用はやむを得ないものと判断しました。

以上です。

議 長 ２９５号、２９６号ですが塩原至委員が欠席のため、地元委員の意見を聞き取った事務局から説明を求めます。

藤井主任 議長。

議 長 藤井主任。

藤井主任 議案第２９５号、２９６号ですが、塩原至委員さんの意見を代読します。申請地は３方向を宅地に囲まれており、残り１辺が河岸段丘の縁という立地のため、周辺農地への影響はないと判断しました。

２９６号ですが、ＵＱモバイルの電波塔設置のための一時転用ということ

で、許可から３月２０日まで、約１か月の一時転用なので、周辺への影響もないと判断しました。

以上です。

議 長

それでは、現地確認をした委員から意見を求めます。

議案第２８８号から２９０号、２９０号に関連する２９７号を御子柴委員、議案第２９１号以降を塩原秀俊委員。

それでは、御子柴委員。

御子柴農業委員

２８８号ですが、先ほど松尾委員が言われたとおり、親の農地に子供が住宅を建てるということで、周りも水田と住宅がありましたけれども、建てる分には別に支障がないというふうに見てきました。

それから、２８９と２９０号ですが、関連する２９７号も含みまして、今、矢嶋委員が言われたとおり、地続きになっていまして、１つは資材置場、それで１つが貸し駐車場ということで、何か会社のほうへ、会社で貸して、隣は個人が買って、それで貸し駐車場として会社に貸すというようなことのように。ただ近くに〇〇がありまして、〇〇の〇〇として、ちょっと危ないかなという懸念はありました。それを除けば、やむを得ないと判断しました。

以上です。

塩原（秀）農業委員

２９１号ですけれども、面積が２１平米とかなり小さい。車１台くらいではと思うのですけれども、〇〇さんは申請地の地続きで、農地ではない土地を購入して駐車場にする計画があり、実測した結果、申請地が農地として残ることが分かったため、地主側で買い上げてほしいという要望もある中で、駐車場として転用申請したものです。このほかに使い道がないので、やむを得ないと判断しました。

それから、２９２号と２９３号ですけれども、申請が隣接地でして、同じ条件だと思います。先ほど松田委員から話があったように、周りが全部住宅で囲まれた中の畑ですので、やむを得ないものと判断しています。２９４号は追認案件であって現地の状況からやむを得ないと判断してきました。２９５号ですけれども、国道１５８号と河岸段丘の間の農地で、大きな家の裏が位置図資料１９ページに写っていますが、ほかの農地に対する影響もないですし、やむを得ないと判断してきました。

それから、２９６号ですけれども、これは令和７年３月２０日までという一時転用であるため、問題ないかと見てきました。

議 長

続きまして、全体を通じまして全ての委員の方で質問・意見を求めます。

[質問、意見なし]

議 長

意見等ないようですので、農地法第５条の規定による案件、９件と議案第

297号、1件について一括して集約します。

農業委員の皆さんに聞きますが、本件について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。
続きまして、議案第298号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、1件について上程します。
事務局から一括説明を求めます。

藤井主任 議長。

議長 藤井主任。

藤井主任 議案書の9ページをお願いいたします。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件について説明をいたします。
議案第297号、沢村にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。
以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 地元委員の意見を求めます。百瀬委員。

百瀬農業委員 沢村の2筆ですけれども、野菜を半分くらい作っておられまして、それから果樹も半分くらいという耕作をしていました。本人が農業をやっているということも確認できましたので、問題ないと思います。

議長 全体を通じまして全ての委員の皆様でこの案件に対する意見、質問等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、1件について集約します。
農業委員の皆様には聞きますが、議案第298号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方のお願いします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。
続きまして、農地に関係する事項の報告事項に入ります。
事務局から報告事項アからオについて一括説明を求めます。

藤井主任 議長。

議 長 藤井主任。

藤井主任 それでは、報告事項アからオについて説明いたします。
これらは書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。
総会資料１０ページからご覧ください。
総会資料１０ページから１３ページ、農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の件、４２件、１４ページから１５ページ、農地法第３条の３第１項の規定による届出の件、２０件、１６ページ、農地法第４条の規定による届出の件、１件、１７ページから１９ページ、農地法第５条の規定による届出の件、１５件、２０ページ、農地法第４条の規定による農業用施設届出の件、１件。
以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの報告について皆様から質問、意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおりご承知おき願います。
農地に関係する事項が終了しましたので、ここで暫時休憩します。
４時１０分から再開します。

(休 憩)

議 長 議事を再開いたします。
休憩前に続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から議事を進めてまいります。
以降、最適化推進委員の皆さんにもぜひ集約までお付き合いください。
初めに、議案第２９９号 令和６年農地賃貸借料に関する情報提供についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
田中主事。

田中主事 農業委員会事務局の田中です。よろしくお願いいたします。失礼します。
総会資料２１、２２ページをご覧ください。
本件の要旨ですけれども、農地法第５２条と農業委員会等に関する法律第６条に基づきまして、昨年１年間の賃貸借契約のうち、これらを整理した

ものをホームページへ掲載する。さらに、窓口で提供することについて協議をお願いするものです。

具体的に公表する情報は、22ページの資料1枚物になります。

22ページの表は、昨年の1月から12月の総会で決定された利用権のうち、使用貸借と物納を除外しまして、賃貸借が行われている農地、10アール当たりの賃貸借料を取りまとめたものです。

田、畑、樹園地について、それぞれ分けました。

さらに、地区は四賀、安曇、奈川、梓川、波田地区とそれ以外の旧松本市に分けて、上限として、梓川地区4万円、それ以外の地区3万円を設定しまして、それを超える値は、上限額3万円または4万円に変更した上で、平均額、最高額、最低額を算出したものです。

件数が5件以下のものは、提供する情報がありませんとさせていただきます。

この一覧表ですけれども、委員の皆さんそれぞれのお立場からしますと、例えば税金や水利費などの費用は、貸手と借手どちらが負担するのかとか、平場と中山間地一緒に捉えることができるのかというような課題は多く含んでいるということは承知しておりますけれども、農業委員会として、広く一般的に情報提供を行わなくてはならないという立場にもございますので、あくまで目安としてこれを公表したいと考えています。

希望があれば、自分の地区だけで出してほしいですとか、青地の田んぼで10アール以上絞ってほしいというようなことも対応していきたいと考えています。

また、場合によっては、地域の実情を委員の皆さんにお伺いすることも出てくるかもしれませんけれども、その際はよろしくお願いいたします。

賃借料情報の提供については以上になります。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局の説明がありました。

これに対しまして委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

松田さん。

松田農業委員

この賃借料の情報については、目安ということでありますので、特段問題ないかと思います。

ちょっと話はずれますけれども、実は中山の場合、畑については賃借料ゼロでやっています。ということは、使用貸借で畑についてはやっています。

それで、今日たまたま農政課の補佐もおいでですので、ちょっと聞きたいんですけれども、たしか11月のこの農業委員会の場だったと思いますけれども、荒廃地の解消対策、その関係で若干予算が余っているということで、使ってもらえないかというような話がありまして、実は中山も荒廃地もありますので、ある個人にお願いして、30アールほど振り分けたわけなんです。それを一応農政課のほうへ上げたんですけれども、その荒廃地の解

消対策の支払い要件として、使用貸借権では駄目だというふうに門前払いされました。どうして使用貸借件ではいけないのか。要するに、1円でも賃借料、賃借権があればいいかというふうには思いますけれども、現状、中山の場合、畑はもう使用貸借件だけでやっているもんですから、結局その荒廃地解消対策事業は使えなかったということがあります。

どうしてそれがいけないのかということを、たまたま目が合った川村補佐おいでですので説明いただければ。ちょっとこの議題とはずれますけれども、お願いしたいと思います。

議 長 それ、後でいいですか。

松田農業委員 はい、いいです。

議 長 後で。
今、賃料の開示についての話でありますか。

上條農業委員 何度も申し上げてきましたけれども、今、中山の場合、畑地という前提の中で使用貸借、ゼロって言いましたけれども、水利権はついてないの。

松田農業委員 畑にはないです。

上條農業委員 今、全国的にすごく問題になっているのは、借手側は安ければ安いほどいい。貸す側は少しでもあったほうがいいっていうのがあるんですけども、案外忘れてるのが、水利権っていうものがどのように維持されているか、水路が維持されているかっていうことを忘れて、そのことを忘れて賃借料を決めていると。

これ、将来的にどうなっていくかということ、まず最初、人口が減少してって、相続の中で、都会に住む人たちにも相続がすごく行くわけね。もう最近、既に未収金というものが改良区の中で増えてきて、何で作って貸してあるのに、何で金払うんだと、こういう問題になってくる。

それがどんどん進んでいくとどういうことになるかということ、改良区の維持ができなくなる。改良区の維持ができないってどういうことになるかっていうと、水路の維持ができなくなる。そうすると、大規模というか、幾ら大規模になっても、水が来なくなる。この問題が起きるわけね。

それで、全国平均の改良区の賦課金は5,000円近辺にあります。ちょっと極端な話をするけれども、今度電気代が上がったね。皆さんたちもご存じの千葉とかああいうところっていうのは、もう海岸に近いところで真っ平らだよ。ここは用排水をやるわけね。そうすると、10アール当たりの電気代だけで換算しても、いきなり1万円以上上がったとか、そういうふうになるわけ。

ここは適度な傾斜があったりとかって、そういうふうになっていて、開口水路で維持ができるとか、いろいろあるけれども、この賃借料の中に地権

者にそれ相応のものを払ってないと、最後になって大変なことになる。ずっとこれは言ってきたけれども、大規模農家の人たち、安ければ安いほどいいけれども、大規模農家にとって生命線は水だっていうことだね。

今日、事前に田中会長に話した、挨拶の中でもたまにはいいこと言ってくれるなと思って、非常に感謝申し上げまして、くどくなりますけれども、一定の水準ね、中山の場合の特に畑地の問題は、ゼロって、地域の人たち、どういう中で決めたか知らないけれども、将来ちょっと心配になるね。そういうふうに考えていくのはね。

とにかく借りてやっているという感覚があので、だけれども経営という考えていった場合、農地、生産手段なので、資産というより生産手段なので、生産手段を正常の状態を保つって考えたら、それを保つ経費っていうものは払ってやらないと、正常な貸し借りにならないというふうに改良区としては考えています。一応話しました。

議長 ほかにも。

[質問、意見なし]

議長 いいですかね。その辺の改良区のスタンスとか、それぞれ大規模農家でそれぞれ受けてやっていらっしゃる方も、また違った意味での危機感みたいのを持っていると思う。その辺がやはり我々考えていかなきゃいけないところだと思いますが、ぜひこういう、文言で書くかどうかは別として、やはりただ畑、田んぼができるのではなくて、改良区なり、税金なりもそこへ乗せた中での利用権の設定、また使用貸借だということだろうなということで、また事あるごとに、また意のあるところを分かってもらうということだと思います。

この件、よろしいですかね。

川村補佐から松田さんの懸念材料について説明をお願いします。

川村（農政課）課長補佐 農政課、川村です。ご指名ですので、お答えさせていただきます。

確かに委員さんおっしゃるとおり、使用貸借は要綱上は該当しないという形になっています。それが、内部でも話したんですけれども、正直なことで申し訳ないんですけれども、どうしてかというのは不明です。

結局、策定時のときにどのような背景があったかというのも、また調べなければいけないと思いますので、そういうものを調べた中で、また内部で検討させていただきたいと。今日はご意見として頂戴しまして、農政課のほうに持ち帰らせてください。調査いたしまして、それで検討します。

確かに、せっかく遊休荒廃地を解消すると言っている中で、そういった要綱上があって、できないというのも、当時はそれがよかったかもしれないんですけれども、今の時代に即しているかどうかということも踏まえまして、検討させていただきたいと思います。

そんなお答えで大変恐縮ですが、よろしくお願いします。

松田農業委員

ぜひよろしくお願いします。

議長

そういういうことで、またそれぞれ担当のほうで検討していただくということですから、それと、また川村補佐、11月かな、あの時点でそういう話があって、それぞれの地域で皆さん取組をお願いした経過なんです、やっぱり積み残しが少しあったと思うだよね。全部消化し切れなかった場面も出てきていると思うが、基本的には大事な資金なので、ぜひその使い残しがあったために、削るとか、そういうようなことの極力ないように、またぜひ立場でもし働きかけできたというふうに思いますので、その辺はそれぞれ施策と費用対効果の問題とか、いろいろあるだろうけれども、またその辺も加味していただきたいと思います。

ほかによろしいですかね。

ちょっと横道にそれでしたが、この辺の開示についての内容、ご理解していただいたということで、ただいまから集約いたします。

全ての委員の方に伺いますが、本件について、原案どおり決定することに賛成の委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

次に、協議事項に移ります。

地域計画策定に係る意見聴取についてを議題といたします。

農政課から説明をお願いいたします。

望月さん。

望月（農政課）主任 農政課の望月と申しますが、地域計画を担当しておりまして、私のほうから地域計画の意見聴取に係るご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、着座にて説明をさせていただきます。

資料ですけれども、事前に農業委員の皆様宛てに該当の地区の地域計画、各地区の将来の農業の在り方を示した文章のものと、あとは農業を担う者一覧ということで、かなり量の多い名簿と、あと目標地図をお配りしてあるかと思っておりますので、またそちらをご覧くださいながらお聞きください。

また、本日の追加資料ということで、意見聴取についてという資料も併せてご覧いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これまでも再生協の会議等において説明をさせていただいてきた地域計画なんですけれども、国の農業経営基盤強化促進法によりまして、今年度末までに公告をすることとされております。

また、同じその強化促進法の中において、この計画を定めるときには、農業委員会などの関係者の方に意見聴取をすることとされておりますので、今回その意見聴取ということになっております。

追加資料をご覧いただきたいんですけども、それに伴って、今後のスケジュールと地域計画案の修正についてということで説明をさせていただきたいんですけども、まず1番の今後のスケジュールということで、令和6年度の2月中に、先ほどお話をしました関係者への意見聴取ということで、農業協同組合でしたりとか、土地改良区、また農地の中間管理機構のほうに計画案の意見聴取を行います。その後、3月中に地域計画案の公告、縦覧を2週間、3月の末に地域計画の最終版の公告ということで予定をしております。

来年度に入りまして、早速耕作者向けの営農意向アンケート調査と、それによっての地域計画の目標地図の更新を予定しております。というのも、皆様にお配りした目標地図ですけども、そこに記載されている内容でしたりとか、営農意向が令和3年度に取ったアンケート調査の結果に基づいておりまして、ちょっと情報が古いという課題がありますので、来年度早々にアンケート調査を改めて行いまして、最新の情報に更新をかけるというものになっております。

その更新をされた地域計画を基にしまして、各地区において今後の農業をどうしていくのか、協議を開催をしていただくということで考えております。

2番の地域計画案の修正についてということですけども、今回の意見聴取において、各地区ごとに書いてあるこの文言をもうちょっとこういうふうにとかっていうお話をいただくと、切りが無くなってしまいますので、全体を通してのご意見としていただきまして、各地区の地域計画における文言等の軽微な修正があった場合は、2月28日の金曜日までに農政課の地域計画担当のほうにご連絡をいただきたいと思います。

また、今後ですけども、農業協同組合や土地改良区等にも意見聴取をすることによって、そこで、意見を基に軽微な修正がかかることもございますので、よろしくお願いいたします。

軽微でない修正があった場合は、また農政課の担当のほうから各地区の農業委員さんのほうに個別にご相談をさせていただく場合がございますので、またよろしくお願いいたします。

これまでの説明会においてもお伝えしていることですけども、今年度末の計画の策定をもって、もうこの計画完了というわけではなくて、この計画を基に、各地区での話合いを通じて、随時変更、更新、修正をしていく計画になっておりますので、今回のこの公告までの期間を逃すと、もうこの計画、全く変えられないというものではありませんので、こちらだけご承知おきいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

ということで、いよいよ公告まで2か月となりました。今日は、基本的には、今、望月さんからのお話のありましたとおり、19通りが取りあえず出てきますので、それ、19通り、ここで検討するということはもちろ

んできませんので、それぞれここで提示されております内容をお持ち帰りいただいたり、検討していただいて、2月28日までにまた事務局とコンタクトを取ってもらって、よりよいものの基礎にする。それで、公告までにある程度、今時点でのできるだけの対応を取って、あとはそれぞれの営みのどおりの、本日皆さんの今後のスケジュールというところで、内容に沿って進んでもいいかどうかという了解をしてもらうというのが本日の主な内容であります。

もちろんまだ、よく農業会議の折でも言うんですが、ここまで来て、国の指針なり、それぞれの変更の対応なりという指針がまだ国のほうから出てまいりませんし、それぞれ何やっているかというようなジレンマはあるわけですけども、やはり国の指針は指針として、我々のやりやすい、実情に合った、5年、10年を見渡すようなものに近づけていくというのがやはり令和7年に向けての取組だと思いますので、その辺のご理解いただきながら、質疑を行います。

ご意見等あったら、またそれぞれお出しをお願いしたいと思います。

柳澤さん。

柳澤農業委員

この令和7年度のスケジュールですけども、4月から耕作者向けの営農意向アンケート調査ってあるんですけども、これは今行われている農林業センサスとは全く独立して行われるものなんですね。あんまりそれとは関係ない。

それと、あともう一つは、その意向アンケート調査をやる場合に、要するにその主体は農政課ということでもいいんですか。

それと、あとこれをどのくらいの期間、4月から始めるにしても、何月くらいまでに一通り終える予定でいるのか、その辺のスケジュール、決まっているのでしたら教えてください。

議 長

今の質問を3つ、今、農林業センサスと一緒にどうか。主体は農政かで持つのかどうかということと、それとアンケートのスケジュールですね。

議 長

塩原さん。

塩原（俊）農業委員

関連するんですけども、このアンケート調査を実施する、そのアンケートのやり方ね。どういう形でやるのかをちょっとお聞かせいただきたい。

それから、これは耕作者に向けての営農意向調査ですけども、利用権設定とか中間管理を通してやっている場合には、耕作者が誰かというのははっきり分かるんですけども、相対でやっている方の耕作者の把握っていうようなのが、ちょっと難しいというか、大分厄介だなというふうに思うんですよ。ちょっとそこら辺のところ、何か対策があったら教えてもらいたいと思います。お願いします。

議 長

質問ほかにありますか。

[質問、意見なし]

議長 現状で、当然答え出る内容もあると思いますが、その内容を含めて、お願いします。

川村（農政課）課長補佐 ご質問ありがとうございます。

ちょっと順番が前後しちゃうかもしれないんですけども、まず4月からのアンケートっていうものについて、農林業センサスとは全く別です。松本市独自で実施しますが、実はハイランド農協さんのほうからのご提案もあって、検討しているんですけども、やはりハイランドのほうとしても、同様のようアンケートを取りたい。プラス、それに加えて何か取りたいっていったときに、他市のほうでそうだったんですけども、市町村名までは申し上げませんが、農協さんから来る。行政から来る。隣接の行政からも来る。短期間のうちに3回も来てしまう、同じような調査が。私はもう答えるの嫌だよってなってはいけないので、もし例えばハイランドさんのほうと一緒にようなものをやるようでしたら、共同でやっていくとか、そういう工夫を今検討しているところです。

内容的には、前回のものとはちょっと異なって、正直細かく言っちゃうと切りが無いので、きめ細かな、今までは人別で取っていたんですけども、今度は筆ごとの調査、1筆ごとの調査というのを基本でやっていきたいと思います。

時期的ですけども、4月に入って入札と、いわゆる委託契約を結んで業者さんと一緒にやっていくので、入札等もやる。入札の後、今度項目の絞り込みってやっていると、やはり夏から秋くらいにかけて調査票が行くというようなイメージになるかと思います。

それと、あともう一つ、相対契約というのは口頭契約のことでよろしいですかね。この口頭契約の場合は、全く分からないので、これはもう所有者のところに行くっていうふうに考えていただきたいと思います。

逆を言うと、そもそも論、私も去年まで農業委員会にいたわけですけども、口頭契約っていうものはトラブルがあるから、利用権や中間管理機構を結ぶことであって、口頭契約のところまで調べてやるっていう想定はしてなくて、逆にこんな機会を捉えて、正式な契約をして、トラブル防止というほうに向かっていけばいいのかなという1つのきっかけづくりにもなるのかなというふうに感じている次第でございます。

何か質問、落ちありましたでしょうか。よろしいですか。いいですか。

議長 スケジュール感と相対の塩原委員の言ったことは、今、川村補佐の言うことで、当然100%を今のところは想定できないので、やはり今、川村補佐のところでも、そういうふうないろいろ検討するんでしょうし、またこれについては少し間がありますので、そこは十分検討した中で、我々の意見があったら、それぞれ申し上げながら、よりいいものに近づけていった

らと思います。

小林さん。

小林農業委員

新米なのでよく分からんですけれども、地域ごとにこの地域計画策定に係る意見聴取のほうの別冊出ているね。その頭に、2ページぐらい設定月日とか目標、人数とか意見書いてあるけれども、これは多分、人・農地プランに基づいて地区ごとに出ていると思うけれども、それで理解としていいのか。

それと、いろいろ農業委員のほうに地域計画の意見を求めるって言われたけれども、その地域計画の頭というのは、地区ごとに再生協みたいな話し合う場ができていて、それに基づいて地域計画も意見として上がってくればいいけれども、岡田みたいなところは、特に農協は農協で、農業委員会は農業委員会で、あと改良区も改良区で、特にまとまった組織ってないので、例えば農協なら農協の担当理事さんが担当理事になって、農業委員も再生協に入っているけれども、改良区とか、地域づくりセンターとか、そういう主立った人を取りあえず集めて、4月1日からでもいいけれども、その頭になるのは農業委員なのか、そこら辺をちょっとできればお聞きしたいです。

議 長

塩原さん。

塩原（秀）農業委員 そのアンケートを配付して、回収するっていうと、行政の組織では無理なんで、農業農家組合組織だとか、そういうのを使わないと、農業者のところに行って配付回収はできないと思うんだけれども、それっていうことで農協のほうの理解が得られているのかということと、もう一点は、畑に関してもやるのかっていう、この2点お願いします。

議 長

川村補佐、お願いします。

川村（農政課）課長補佐 まず、小林委員さんのほうへのお答えですけれども、まさにまずこのペーパーの関係ですが、おっしゃるとおりでして、地域計画は前身の人・農地プランの計画を踏襲してというか、そのまま継続して、そこにいろいろ肉づけをしてという形ですので、そのペーパーがここにある計画書と、あと10年後の目標地図、1筆ごとに基本的には名前を入れていくことを目標としている地図、これの2部構成から成っているものですので、人・農地プランを基本としているということで、おっしゃるとおりでございます。

すみません、どこが主体でということですが、地域によっては、同じような質問されるときにお答えしているんですが、基本どこの地区も当然初めてやることですので、母体というものがなかったので、今のところ皮切りは再生協議会で行っているところがほとんどでございます。ただ、名前のとおり、地域計画ですので、地域のほうで考えてつくっていくと。今後、

別組織をつくってやっていくほうがいいのか、それとも再生協に何か肉づけをしてやっていくほうがいいのかというのは、今後地区の話し合いの中で決めていくと、そういった方法でやっていければと思っております。

ですので、今の段階で誰が主体性を持ってやるかとか、そういった決まりは国のほうの指導でもございませんので、農業委員さんがやるとか、農協の職員さんがやるとか、そういった決まりは一切ございませんので、それも含めて、来年度以降、協議の場をつくっていく中で、地域の中で決めていっていただきたいと、そういった形になるかと思えます。

ただ、それが、例えば岡田地区を例に挙げますと、当然隣の蟻ヶ崎地区と耕作者が混在しているようなところもありますので、そういったところは共同で話すなりというようなことも1つの方法だと思っております。

また、塩原委員さんのほうの質問ですけれども、まず配付回収に関して、ハイランド農協さんの理解を得られているかというところですが、先ほど申し上げましたとおり、ハイランド農協さんのほうの意向調査を併せてやるということになれば、配付回収のほうもお願いしていきたいという話にしております。

ただ、いや、そこまではやっぱりやらないよということになれば、これは返信用封筒とか、そういった形での回収を検討せざるを得ないというふうに考えております。

議 長

基本的には、法律の立てつけは農政がやるということなので、それを今、川村補佐も言ったように、それが再生協なのか、一緒にパートナーとして処理するのは、梓川みたいに、そういう今までの地域づくりセンターを母体とした中の組織なのかって、これ、実情の中でやっていく。それで、その中の営みは、それぞれ地区の実情に合った形で、地域計画を立てて、それを現場につなげていくということだと思ふよ。

これが3年前なら、同じことの繰り返しをしているが、結局そこなんだよ。それで、あそこでみんなで話し合って、課長と話して、機会を設けて、我々が音頭取ってやるじゃないかということも最初は想定しました。でも、マンパワー的にいっても、それでその果実は立派なものができるかっていうと、想定するとき、やはり混乱だけ招いて、いいものにはならないわ。なので、そういう学習の中で、今、川村補佐も、あのときの現場でも実情分かっていると思うけれども、今言ったことにつながっていくと思う。

基本的には、農政が主体となって音頭を取る。そのパートナーは再生協なのか、地域づくりセンターのある程度ポジションなのかっていうのは、実情に応じてやっていて、それがアンケートの結果によって前に行くというような、私自身の整理の仕方は今、そういうことですがね。

川村補佐。

川村（農政課）課長補佐 すみません、1つ落としました。畑も対象です。畑だ、田んぼだっという対象ということよりも、基本的に農業委員会で管理している農地台帳に掲載されている農地、かつ平成20年代にほとんどの地区でやったん

ですけれども、防護柵を張ったんですが、防護柵のいわゆる内側は守るべき農地という概念の下、防護柵を張っていますので、若干防護柵の外に農地台帳に残っているものもありますけれども、それは除いてあります。

それと1点、アンケートやりますと言っているんですけれども、まだ予算が議会通っているわけではないので、やる予定だというようにしておいてください。申し訳ございませんでした。

議長

よろしいですかね。

午前中の再生協の折にも、柳澤委員が地域計画についてのやっぱり再生協のスタンスなり、事務局の考え方なりという、こういうやり取りをやった経過もありますけれども、その辺も含めた中での前段での話という、今のところね、内容ですので、ご理解を賜ればと思います。

ほかに。

倉科さん。

倉科農業委員

遅刻をしてきて申し訳ありません。

質問というか、全体的なスケジュールなどはぜひ決めていただければと思うんですけれども、情報提供としてお話しさせていただくのは、既に地域計画が策定されていなければ、国のいろいろな補助事業を受けるのに不都合があるというものの中で、今現在、もう国の補正予算成立して、補正の事業が出てきています。その中の事業計画実施、例えば私が何かをしたいから、補助事業を申請しますよというときの申請書の中身に、既にこの地域計画の中にどういうふうに位置づけされているかっていう個人の情報を書く欄がもう既に発生してきている事業もあります。

そうすると、具体的に何が言いたいのかといいますと、4番の地域計画のこの本体そのものの中の、4番の地域内の農業を担う者一覧というのを別紙で、後ろにリストですらざらと並べてもらってあるじゃないですか。これが以前の人・農地プランの段階では、ここの様式に示されるような感じで、現状があり、5年後、10年後どのくらいの面積やりたいよっていう、そういう整理の仕方がされてあったんですけれども、例えばそれを書けっていう事業計画書が実際あるんだけれども、それを書こうと思うと、後ろのリストを見ても、それは拾えないんですね。

なので、今日現在はもうこれで進めていただくしかないし、やりようないのは重々承知しているんですけれども、実際もう国が求めているのはそういうところにあるもんだから、やっぱり最終的な整理はそこへ持ってっておかないと、国はこの様式示してあるので、これに当然載っているから書けるでしょうって言われるんですけれども、書きようがないんですよ、現実問題。というのがちょっといろいろもう発生してきている段階にありますので、今後の整理の中で、やれる範囲はあるかと思っていますけれども、よろしく願いしたいなと思っています。

以上です。

議 長 いいですか。川村補佐

川村（農政課）課長補佐 ご提言ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりでして、今現在というか、令和５年度の補正予算プラス令和６年度の当初予算で既に４４の事業が紐づけされている状況です。倉科委員さんおっしゃったように、そうすると現在も動いています。令和６年の補正予算、臨時的なものですけれども、これもほとんど紐づけがされてきているという状況にございます。

ただ、この紐づけの内容が、委員さんもお助言いただいたとおり、補助金によっていろいろな定義の仕方が全部異なっていて、全部すくうようにしていかなければいけないという認識はございます。

そんなこともありまして、午前中の再生協議会のほうでもご回答させていただいたところですが、今後、確かにスケジュールでは、協議の場を設けていくとかいうふうに記載してありますが、この補助金に堪え得るようなことをしなければいけないといった場合には、その都度随時変更していかないと、補助金の期限に間に合わないといったことがないようにやっていきたいと思いますので、またその際には変更という形になりますと、当然農業委員会の意見も聞かなければいけませんので、その辺のところを発生したときにはまたよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議 長 そうということですね。多分それ、地域計画のために補助が受けられないような事態は極力避けると。それで、またそれに対する対応は随時行っていくし、その事例では我々は全面的に協力しながらやっていくということだと思います。

ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 よろしいですかね。
ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
全ての皆さんに伺いますが、本件について、原案どおり決定することに賛成の委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
次に、協議事項イ、令和６年度利用意向調査結果についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
田中さん。

田中主事

農業委員会事務局の田中です。

総会資料23ページから説明させていただきます。

1、要旨ですけれども、昨年度の利用状況調査後、主に1号の緑区分の所有者、耕作者に対して利用意向調査を実施しましたので、回答結果の報告と今後の対応について協議するものです。

早速23ページ、3、結果ですけれども、175筆に今後の利用意向について回答を依頼したところ、113筆から回答をいただきました。筆数で見た回答率は65%ですけれども、去年は54.4%でしたので、上回る回答数となりました。

回答状況は(2)番、回答の詳細は28ページ以降にございます。

28ページの資料には、その他という項目を選択された方の特記事項ですとか、郵便物が届かなかったよというような点をこちらで添えてありますので、ご自身の地区の農地について、ぜひご確認をお願いいたします。

23ページに戻りますけれども、4番、今後の対応です。

まず、(1)番の農地中間管理事業を利用したいという旨の表明があったものに関しては、情報提供しまして、ここは基準に適合するよといったものに関しては、所有者との間で手続が進んでいきます。

(2)自ら所有権の移転を行うと表明したものに関しては、8月頃、事務局で権利の設定がどうなったかなというふうなところを確認いたします。

(3)自ら耕作すると表明したものに関しては、今年の夏のパトロールの際に、また皆さんに確認していただくこととなります。

(4)6か月ですので、今年の5月を経過しても回答がないという農地については、別途農地中間管理機構へ情報提供しまして、場合によっては勧告というものに進んでいくものです。

次に、24ページの5番、遊休農地解消に向けた取組ですけれども、今回の利用意向調査で、荒れているということの事情ですとか、所有者の考えが新たに把握できたようなところがございましたら、優先的に最適化活動の対象としていただければ幸いです。

また、(3)自ら耕作と回答された農地については、先ほども申し上げましたが、夏の利用状況調査でご報告いただきますので、その後の耕作または管理状況について、いましばらく様子を見ていただければと思います。

最後に、6の令和7年度の利用状況調査についてですけれども、ちょっと気は早いような気もするんですけれども、夏に行うこの調査ですけれども、冬の期間、事前調査、アプリを使ってしたいよという委員さんのために、今現在、既に令和7年度用の行程というものを現地確認アプリにセットしてありますので、ぜひこちらをご活用ください。

ちょっと今、無断転用地の精査などをしていただいている段階ですので、あくまで暫定版の行程にはなりますけれども、既に結果は入力できるような状態になっていますので、ご利用ください。

正式な調査の対象農地などは、また例年どおり夏頃に会議などを開いて直接お渡ししますので、それまでの間の助けとして活用をお願いいたします。

ただ、ブロック活動では、ゆっくりと我々もお話しできませんので、今のこの冬の時間にぜひタブレットの使い方知りたいよという委員さんいましたら、ぜひお声がけください。いつでも説明させていただきます。

すみません、令和6年の利用意向調査の結果と令和7年の利用状況調査について、私からは以上です。よろしくお願いいたします。

議 長

ご苦労さまです。

我々の主な項目、それぞれ一回前の方、前任の方がやっていたいたパトロールの内容も含めているんですけども、またこういう時期になりました。基本的には、新しいところできたら、利用意向調査で何とかしろというようなある程度営みとなっております。その結果でありますけれども、これにつきまして、皆さんのほうから質問、ご意見等ありましたら、願います。

[質問、意見なし]

議 長

ないようですので、本件についてはご了承いただける委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は了承されました。

続きまして、報告事項、主要会務報告並びに当面の予定を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

農業委員会事務局の草田です。

31ページをお願いします。

主要会務報告です。

1月7日ですが、JAあづみ年始の会に会長に出席をしていただきました。

21日、松塩筑安曇農業委員会協議会先進地農業視察研修として、小布施町と長野市へ代議員の皆さんに参加をしていただきました。

23日、農地転用現地視察に塩原秀俊委員と御子柴委員に対応していただきました。

本日午前中、松本市農業再生協議会総会と農業振興地域整備促進等協議会があり、役員の方に出席をいただきました。

この後、午後6時から凡蔵で新年会がありますので、お願いいたします。新年会に車で行かれる方は、コインパーキングに駐車をしてください。市役所の駐車場には停めたままにしないようお願いいたします。

32ページ、当面の予定です。

2月3日月曜日から4日火曜日ですが、神奈川県へ県外視察研修があります。集合場所と時間ですが、梓川支所の方は8時出発、歴史の里の方は8時半出発ですので、それまでに集合していただくようにお願いします。

12日、農業会議正副会長会議に会長に出席をしていただきます。

14日、農業会議の定時理事会に会長に出席をしていただきます。

17日、農業活性化推進研修会が1時半から豊科公民館で開催されます。各自直接会場までお越しください。

20日、長野県農業委員会女性協議会役員会と女性協議会研修会に二村委員に出席をしていただきます。この研修会の演題ですが、「女性が農業、地域活動に参画することについて」の内容で講演が行われる予定です。女性登用を進めるためには、男性の理解と協力が欠かせないということで、男性委員の参加もお願いしたいという依頼が来ています。出席希望される方は事務局までご連絡ください。

21日、農地転用の現地調査は矢嶋委員と細江委員です。よろしくお願いします。

当日、役員会が開催されますので、役員の方は出席をお願いします。

28日の2月の総会ですが、会場が松南地区公民館になりますので、会場をお間違えないようにご注意ください。駐車場等につきましては、2月の総会資料を通知する際に同封してご案内しますので、ご確認をお願いいたします。

以上になります。

議 長

ありがとうございました。

この件につきまして皆さんのほうから質問、ご意見等ありますか。発言のある方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。

以上で報告事項は終了しました。

続きまして、その他の項目に入ります。

まず、事務局から移住者インタビュー、黒澤さんの記事の紹介についてをお願いいたします。

草田係長。

草田係長

引き続きお願いいたします。

今月の総会資料に同封しました移住者インタビュー、黒澤さんの資料についてご説明いたします。

こちらは、松本市のホームページで移住者インタビューに掲載されたものを印刷したものです。

今回、中川代理が新規就農者の支援に取り組まれた成果と内容が紹介され

ています。

黒澤さんは、中川代理の指導の下、4年前にブドウ農家として就農し、現在も地域と共に農業を営んでおられます。

今回、Iターンの新規就農者への支援活動についてご紹介をさせていただきたいと思います。

それでは、中川代理からこれまでの取組や感じたことについて、一言コメントをいただきたいと思います。お願いします。

中川農業委員

簡単にコメントいたします。

去年の12月ですかね、住民自治局の移住推進課から依頼がありました。テーマは2つ、1つは「移住者もしくはIターン」、2つ目のテーマは「農業もしくは新規就農」、この2つのテーマで、何か面白い記事を書きたいので協力してくださいと、こんな依頼がありました。その結果がこの紙面であります。

松本市のホームページの移住者インタビューということで、ここにこういう感じで、なかなかいい出来だなと思って喜んでいただいているところでございます。

そういう私も、20年前のIターンの新規就農者でありまして、当時のことを思い出すと、まずブドウの技術がない。農地もない。農機具もない。住む家もない。人の信用もない。何にもない。お金だけちょっとあったというふうな状態でして、それが20年たったら、今のこのようになったということですが、やっぱり新規就農者が何に困るのかということが私には分かるというところが一番実は強みだったんですよ。

おかげさまで、この山辺の地域も、ここ五、六年、毎年コンスタントに農協なり松本市なりの新規支援制度に乗っかる新規就農者がコンスタントに毎年1名ないしそれ以上いるというような割といい流れができています。

新規就農希望者にとってのファーストコンタクトは、市役所の農政課であり、農協の営農企画課ですが、今度、今、地域の中では、そのセカンドコンタクトが私のところになっているんですよ。行政、農協と、それから地域の何かしらをつなげる役みたいなことで、例えば家を探すというのがあります。それから、近い将来、指導者になってくれるであろう人と結びつけるとか、そんなふうな今、役割でやらせてもらっています。

最近の傾向として、ブドウをやめる人は多いんですよ。なので、その樹園地を円滑に継承できるかといったら、実はそうじゃないんですよ。空いてくる樹園地というのは、それこそ中山間地の非常に条件のよくないところばかり出てきちゃって、そんなところばかり借りちゃうと、なかなか経営効率も悪くて、あんまりよろしくないところしか出てこない。条件のいいブドウ園、圃場っていうのは、なかなか空いてこないという状況がある中で、これから先、1つにはブドウ団地だね、これをちょっとある程度大がかりにやったらどうかなというような話も実はありまして、これがこの今、地域計画にあって、ここと実は絡んでくる話なんですけど、そんなことをこれからやっていかなくちゃいけないというのが地域としての実情であります。

長くなりましたが、すみません、以上です。

草田係長

ありがとうございました。貴重なお話をいただきました。

続いて、今井の横山推進委員もIターンの新規就農者の受入れを推進されていて、地域に根差すための取組を行われています。横山推進委員がこれまで取り組まれてきた具体例とか感じたことなどあれば、お話をいただきたいと思います。お願いします。

横山推進委員

横山です。よろしくお願いします。

私、現在、12人目の弟子っていう言い方は正しいかどうか分からないんですけども、研修を経て、自立した農家になるという子のお手伝いをさせてもらっています。そのうち9人ほどが県外からの移住者でした。その中で、今井では比較的農地というところはありませんで、ちょうどリタイア組と新規就農者というところがうまく今のところマッチできておりまして、1個前の弟子までいきますと、大体3町歩以上の果樹園ないし農地を借りたりしておりまして、生活するだけの資金というものは獲得できるのかなというふうに考えております。

それで、今井において何が一番大変かということ、住宅です。何しろ農業というサラリーマンとは違う特殊な仕事になりますので、農作業場も欲しいですし、いろいろな農機具を入れる倉庫等々もある一番ベストな農家住宅というか、居抜きでそういう農家さんの家を借りて、そこに入り込む。多少の修繕等々が必要であったとしても、それで何とか収まるんですけども、今までは何とかかんとか、10人目くらいまでは何とかできました。

その後がちょっと最近がきつい。なかなか空き家はあるんですけども、貸していただけないというか、貸すつもりがないというか、貸すに当たっては、ある程度下水もいろいろといじくらなきゃいけないよねっていうその家主さんの思いだったり、人に貸して煩わしいことに関わるくらいなら、このままにしておきたいというような意向がありまして、なかなか苦労をしているところがそこです。

本当に農地とかはもう全然、先ほど中川代理がおっしゃられたように、農地があるのかとかっていうような心配、みんなして来るんですけども、うちを卒業するときには、「僕、こんな面積できますかね」って心配するくらい農地は今井においては確保できている。

だから、一応たくさんあれば、いろいろなところの新規就農者等々を寄せ集めて、今井の農業を守っていくというような絵が描けるんですけども、そこでやっぱり今後ですけども、アパート住まいの農業経営ということもちよっと考えていかなきゃいけないなと思ひまして、我々農業委員会がどの程度のことができるのか分からないですけども、やっぱりプレハブを造って、農作業小屋、駐車場を造るというところの手助けが何とかできないかなというようにところもいずれ踏み込んでいかなきゃいけないところかなと思っていますし、うちの弟子たちの経過で言うと、大体10年目で家を建てています。仮住まいから脱して、自分で家を建てると言うところ

ろまで行っておりますんで、これはもう本当に図々しいお願いになるかなと思うんですけれども、もう10年未満の仮住まいを行政で建てていただきたい。10年たったら外に出ていきなさいよくらいなイメージでもって、アパートでも何でもいいんですけれども、建ててもらえたらもっといいなと思うのと、あと使わなくなった施設、教員住宅って今井にもあるんですけれども、そこが空き家になっている。そこを作業場として貸していただけたらとか、そういう公共的な部分の第二、第三利用というか、第二利用をぜひ新規の就農者に割り当てていただきたい。

今年も養護学校、もちろん県の施設になるんですけれども、教員住宅がありました。そこを取り壊して駐車場にしたんですけれども、僕からしますと、もったいない、利用価値いっぱいあるのになって思っています。

それで、松本市の教員住宅も、もう1つ壊す予定で、かつてうちの弟子が入っていたんですけれども、追い出されました。その発奮材料として、家を買って建てるというような今、計画に移っていますんで、それはいいのかなと思うんですけれども、そういう施設等をぜひ若い農業者に提供していただけたらありがたいなと思っています。

以上です。よろしくお願いします。

草田係長

ありがとうございます。具体的な事例と共に参考になるお話をいただきました。

最後に、実際にIターンをして就農された当事者として、梶原推進委員と古家推進委員にそれぞれ感じたことだとか、提案があれば、お話しいただきたいと思いますが、まず梶原推進委員、よろしいでしょうか。

梶原推進委員

梶原です。

うちは別に研修生を受け入れたそういう経験はないので、本当に私自身の経験をここで少しお話しさせていただきただけですけれども、なので、私も黒澤さんが行かれた東京にある「新・農業人フェア」、多分あれと同じものを15年ぐらい前に新宿にあったのに行って、研修先は千葉県だったんです。千葉県で有機農業の法人に研修したので、当然新規就農先というのも、有機農業でやって、販売先もそこがやっていたように個人宅配というような形でという頭でここへ来ました。

縁があって旧四賀村なんですけれども、やってみて思ったのは、ちょっと研修先の千葉、要は1年間耕作できるところと、この信州の、しかも四賀村の、何を勘違いしたか北向きの斜面を借りてしまって、とにかくすごい寒くて、本当に半年間何もできないという状態なので、認識が甘かったというのが、本当に正直なところなんです。

要は、1年間の稼ぎを半年で稼がなきゃいけないからというのは、そういう少量多品目という形でやる場合に、私のところだとちょっと厳しいのかな。でも、やりようはあるので、そのやりようを今、いろいろ考えて、小さい面積なりにも収量が上がるように、今、試行錯誤しているところです。

なので、ちょっと今びっくりしたんですけれども、20年前なんですね。

私、１５年前って、あんまり変わらないのに、もう私はまだ右往左往、もう試行錯誤しまくりで、何も、何か本当に人にお教えできるようなことはないので、ぜひ新しく新規就農で入ってこられる方には、私のような失敗はしないでほしいということだけは本当に伝えたいと思います。

古家推進委員

こちら四賀地区にＩターンで入ってきまして、１１年目になります古家です。

私、農業の研修は長野市の旧中条村というところで、四賀地区よりももう少し田舎なところで、栽培技術においても、結構似ている環境であったので、栽培技術においてはすんなりと入って、ただ、もうずっと１１年間、奥さんと２人でがむしゃらにやっていく中で、少しずつ経営規模も増やしてやってきました。

僕も梶原さんと一緒に、多品目の野菜農業ですので、基本的にはやっぱり売り先は直接販売がメインですので、あまりＪＡさんとか市場などに出荷することは全くないので、そういう販売面において、例えば研修生を受け入れたことはないですけれども、販売先は全く紹介できないという、ちょっと特殊な農業をやっていますので、そういった難しさはあると思います。

四賀地区に引っ越して来て、今のところすごく恵まれていて、農地もありがたいことに自分の一応やれる範囲の農地は貸していただけますし、また家に関しては、その当時、全く支援もない中で、地域の方に協力いただいて、借りてやってきまして、僕も１１年目にして家を購入することができて、これからもう少し根を張って四賀地区でもっと農業をしていきたいと思っています。

以上です。

草田係長

ありがとうございます。実感のこもった貴重な話を伺うことができました。

本日伺った内容については、移住推進課にもつなげていきたいと思っています。

また、今後の皆様の活動にも生かしていただければと思います。

今回の件については以上です。

議長

それぞれご苦労さまでした。

このメンバーの中には、もちろん取組されている方はいらっしゃいますし、それぞれ発言もあると思いますが、今回のこの件に対する質疑といいますか、これはこの程度で止めたいと思いますが、基本的に、前段でも申し上げたとおり、いろいろな形での農業に取り組んでいただけるということが大変素晴らしいというか、何かまた今までの地域計画と違った中で話を聞けば、何かまた夢があるなというふうな気もしましたので、大変いいことだと深く感謝いたします。

続きまして、農業活性化シンポジウムについて、河西委員長からお願いします。

河西情報・研修委員長 情報・研修委員会からお知らせします。

シンポジウムの前に、ちょっと視察研修についてお話ししたいのですが、2月3日と4日、バスで行きます。ちょっとさっき天気を軽く調べたところ、2月3日は少し雪がぱらつくかもしれないという予報でして、朝、のっけからちょっとあれですけども、大丈夫かなという気はするのですが、渋滞するかもしれないので、ちょっと余裕を持って、あと天気をよく見て来ていただければと思います。一番危ないのは私だと思っています。気をつけます。

シンポジウムに関してなんですが、3月11日になります。

場所は島内の音楽文化ホールの小ホール、客席数が基本96で、ロールバック方式と言って可動式のものとなり、84席増やせて、最大で180席、基本96ですね。

そこで発表者の方、5名になります。

今日、情報・研修委員会ありませんので、ちょっと発表者について紹介させていただきます。

農業委員会から古家豊和さん、あと梓川地区の水稻農家、丸山貴史さん、J A松本ハイランドの山形支所営農生活課長の小原太郎さん、笹賀地区の大規模な米農家、ハーヴェスト合同会社の伊藤勝基さん、あと女性の新規就農者の方で、本郷地区の向井梢湖さんの5名に発表していただきます。テーマは「松本の農業の未来を語る」というテーマになっています。

あと、松本市長が参加されるということをお聞きしました。ちょっと農業委員会の活動についても、最近重要視されてきているのかなというのを少し感じました。

以上になります。

議 長

今、河西委員長からメニューというか、内容についてご提示がありました。また、それぞれこの時期、いよいよ農作業が始まる忙しい時期にはなってきますが、ぜひご趣旨を理解の上、こぞって参加をお願いしたいと思います。

この件、何か質問ありますか。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。

じゃ、みんなで盛り上げましょう。

それでは、引き続きまして、事務局から連絡事項をお願いします。

草田係長

今回の総会の資料の中に松本市農業技術者連絡協議会の講演会のご案内を同封させていただいてあります。「環境保全型農業の理想・技術・現実」

ということで、「株式会社W a k k a A g r i の事例」ということで、5部ほど同封してあります。農政課からの周知の依頼になっていまして、お近くで興味のある方に配付をしていただきたいということでもあります。

ただ、これは2月17日の月曜日、午後2時からということになっていまして、同じ日に松塩筑安曇の農業活性化推進研修会がありますので、委員の皆様については農業活性化推進研修会のほうにご出席をお願いいたします。

あと、今月は農業農村支援センターからの情報提供はありません。

本日配付しました追加資料等は、各地区でお持ち帰りいただき、会議結果と併せて欠席委員におつなぎいただけると助かります。

また、該当地区の委員の皆様に事前にお送りしました農地法申請書類の原本ですが、机の上にそのまま置いてお帰りください。

お車でお越しの方は、駐車券の無料処理をお願いいたします。

この後、新年会になります。6時から凡蔵になります。先ほども申し上げましたが、お車で行かれえる方は、お手数ですが、コインパーキングに駐車をお願いします。市役所の駐車場には停めたままにしないようにしてください。

以上になります。

議 長

それでは、皆さんのほうから何かこの機会に発言ありましたら、お願いします。

はい。

上條農業委員

いつもどおりでありますけれども、今日、普及センターから資料がありませんので、私のほうから西のほうの山の今の状況だけご報告をさせていただきます。

東電の3つのダムには、1月28日現在、例年、上高地の積雪量96センチで、昨日多分降っていますから、これ、1メートルに達していると思いますけれども、96センチは平年比で105%。多分東山を見ても雪ありますから、これに準じた捉え方でいいと思います。

昨年比で見ていくと、168%今年はあるんだね。いかに今年、山に雪があるかということで、寒かったということではなくて、日本海からそれだけの湿気が入ってきて、山に雪という形で貯蔵されているということであります。

それから、寒いわね。これ、水で量ると、梓川にいつもだと毎秒11トンの水が入っているわけ。ところが、今年は7.5トン。つまり、7割の流入量しかない。つまり、山が寒いということになります。

そんなことで、ちょっとここから当面は寒いという予報に長期予報がなっていますけれども、その向こうは、この間東京電力とも協議したんですけれども、温暖化の傾向、これから4月から暖かくなるだろうと。

ラニーニャがどういう影響に出るかということですが、それはちょっと分かりませんが、雪解けは、案外春先雨が降ると、ずっと解け

ちゃうね。ですから、東の山も西の山も、その解けたのは奈川のダムとかに蓄えることができるかという、できませんので、全部出しちゃいます。余計な雨が降りそうだとすると、余計に出しちゃいます。去年も、あと1週間雨が降らないと番水になってしまったというのが現実ですので、一応ご報告しておきます。

それから、もう一点、今日、奈川の農業委員さんもおいでですけども、この間、1月23日に、さっき梶原さん、冬困ると言ったね。それで、前、東京の大田花き呼んで、花卉の枝物の栽培という話をしてもらおうと言ってたんだけど、頓挫しちゃったんだよね。それで、具体的にね、待てられないので、1月23日に東京の大田花きと私と長野県農政部と松本市も出席してくれました。ちょっと農業委員会知らないと思うんだけど、これ、何のためにというと、花木の栽培です。それで、高低差、特に1,000メートル地帯というのは、まず最初、色上がりがいい。それで、これじゃない。ちょっとだけね、見てすぐ分かるね。

ここに今、資料、ちょっとざっとね、こういうものを作ったらどうでしょうか。

それから、山に生えているぐらい普通に、山辺の方は分かると思うんだよ。

それから、これ知っている。これ、四賀地区に勧めるけれども、スモークツリーというやつね。

それからこの色。これは、今、全国のいろいろな産地からも、この色のやつが出てこないわけね。それで、奈川地区の1,000メートルのところへ行ったら、そういうものは普通にあるわけね。しかも、早く出る。標高が高いから。

それから、春の芽、ナナカマドなんかは、奈川へ行くと遅く出る。ほかの地区がもうなくなったときに遅く出る。そういう優勢の中で、ただ、寒いので、普通なら3年枝ぐらいでどんどん切り始めるんだけど、奈川は人がみんな穏やかな人たちなので、5年ぐらい待ってくれるだろうということを前提として、こういう冊子、後で置いていくね、こうやってきました。

それで、6月に現地に奇跡的に残っていた、もうすぐ切れるっていうブルーベリー1,000本、それから何だっけね。やっぱり実のなるアロニアっていう北海道の苦いやつね。それで、「あなた何かないですか」と言ったら、ある人が1,000本のブルーベリーを、手が回らないから、どうにかしたいんだ。それから、もう一つは、地域で植えたんだね。それで、もう抜いてしまおうと言っていたら、いや、絶対それ抜かないでくれと言って、大田花きの担当がそう言って、奇跡的に救ったんだよ。

それで、これから取りあえず来年、県が今、花木のところへ力を入れてきている。それで、普及所じゃなくて、県のほうの事業の方が来ている。来年どうしますかということで、いろいろなものの苗木代を出すと。そういうことで、試験がこれから5年間始まります。興味のある人は、またこちらのほうにつながりますので、それから必要とあれば、大田花きのほうから来て、またやってもらおうと。前の話ですね。それやってもらおうということ

で、そのことも進んでいますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、さっき農地のこれからの利用用途について調査やっているわけだね。それで、ここのところ改良区に言われるのは、暖かくなってきたので、作型が幅を持つようになって、水を早くくれて言われるんだ。今から4年ぐらいというか、7年ぐらい前にそれを言われて、3年前ぐらいにやっと実現したけれども、申請をして、最低3年かかる。

その中で一番大事なのは、農協のいろいろな作物の作付計画、これがないと、まず最初、農水省が承知しないの。それで、農水省は国土交通省から水を借りているので、その説得の文書を作るためにあれです。まずは3年かかるということだけお伝えしておきます。農業の水利権を期間延長する場合ね。

水は新たにくれません。今まで作って、使っていたところの、山に例えれば、高い山を低くして、裾野を広くするっていう形で供給してきます。

特に3月から水が欲しいって最近言われて、すごく困っているんですけども、その延長のためには、おおむね3年間のデータを農水省に上げていかなないともらえないと、そういうことだけ一応覚えておいてください。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

では、そういうことで、話せば長いのでまた見ていきましょう。

それで、また研修会、一般の研修なくなるので、違った意味でこういうのを見ながら、いろいろほかのテリトリーも我々もちょっと見たほうが良いような気もするで、その辺もまた課題で、また役員会でも練らしてもらいながら、その辺の対応を取って、具体的に、今、上條さんが言ったことを何をやらばいいっていうことをね、聞くだけじゃなくて、その辺も加味しながら、それぞれやりたいと思ひますので、またご意見お願ひします。

ほかに。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。

新年会では、現場の長谷川部長とお二方課長が見えていただく予定です。現場で、我々が現場の農政部だか産業振興部だけに言いたいことを、お二方とか、お三方につなげると。

それと、また今度議長も替わりますので、今度、4月の年度初めの懇親会には市長以下、市長と議長と委員長を目の前にして、我々の意のあるところを言う。

それと、また意見書の提出の折にも、また懇親会に市長に来てもらって、そこにも続くということで、河西委員長、なかなか理解あるっていう今、感觸のようですが、ちょっと体現してもらわないかということを考え

ておりますので、またその辺の日程も併せてまたご理解をしていただいて、
ぜひとも皆さん参加してください。

それでは、これで予定していた議事終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

議事録署名人 14番

議事録署名人 15番
